

答 申 案	答申の考え方	備 考
<p><b>【1 全般的事項】</b></p> <p>(1) 計画段階環境配慮書(以下、「<u>配慮書</u>」という。)段階において、<u>事業実施想定区域</u>(以下「<u>想定区域</u>」という。)の全域に太陽光発電設備が設置される計画となっている。<u>配慮書</u>手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、<u>太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備</u>(以下「<u>太陽電池発電設備等</u>」という。)の<u>位置・規模又は配置・構造</u>(以下「<u>配置等</u>」という。)に関して複数案から1案に絞り込む過程の一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、<u>想定区域の適切な絞り込みを行い、その過程を以降の図書に記載すること。</u></p>	<p>全般的事項②</p> <p>現段階において、想定区域の全域に太陽光発電設備が設置される計画となっている。計画段階環境配慮手続きは、事業実施による重大な影響の回避・低減を図るために、発電設備の配置等に関して複数案から1案に絞り込む過程の一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、<u>以降の手続きにおいて想定区域の適切な絞り込みを行い、絞り込みの過程を示すこと。</u></p> <p>「関連ページ：(配慮書) P. 2-16, P. 2-18」</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p>
<p>(2) 想定区域近傍に複数の住居が立地するとともに、想定区域及びその周辺には砂防指定地、土石流危険地区及び土石流危険溪流が存在し、本事業の実施による土砂災害の発生が懸念される。また、想定区域は小さな谷が入り組んだような地形をしており、谷部には湿性の希少な植物が生育する可能性がある。これらのことから、想定区域及びその周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、適切な造成計画及び太陽電池発電設備等の配置計画を検討すること。</p>	<p>・地形・地質①、植物①及び住居の立地状況を踏まえ、自然環境及び生活環境への配慮を求める意見とした。</p> <p>地形・地質②</p> <p>「砂防指定地」の溪流の流域及び「土砂災害警戒区域(土石流)(松ヶ日向沢、源蔵沢、および竜前沢)」について、土石流の生じる溪流の流域を確認した上で、本事業による造成工事等の土地改変行為が土石流の発生を誘発しないよう十分な対策を講じること。</p> <p>植物①</p> <p>想定区域は、小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形であり、湿ったところに生育する植物の希少種が存在する可能性が高いことから、谷部分の保全が重要になる。谷を埋めることを極力避けることを念頭に、想定区域および発電設備設置範囲の絞り込みを行うこと。</p> <p>「関連ページ：(配慮書) P. 4-64」</p>	<p>【伊藤委員】 (地形・地質、地盤沈下)</p> <p>【野口委員】 (植物(植生)、生態系(植物生態))</p>

<p>(3) <u>本事業は、</u>仙台南内と村田町内の各想定区域を接続する自営線を公道に埋設する<u>計画</u>であるため、道路法に係る占有許可に関して道路管理者と早急に調整した上で、対象事業実施区域を設定すること。</p>	<p>全般的事項① 仙台南内と村田町内の各想定区域を接続する自営線は、道路に埋設予定であるため、道路法に係る占有許可に関して道路管理者と早急に調整し、対象事業実施区域を設定すること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(4) 想定区域の絞り込みに当たっては、太陽電池発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響、温室効果ガスの排出等、事業全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p> <p>なお、村田町内の想定区域から約11km離れた仙台南内での太陽光パネル1枚分の発電量は本事業の発電量にほとんど寄与するものではなく、村田町内の想定区域に変電施設や系統連系地点があり、発電効率及び工事の実施による環境負荷の増加を鑑み、仙台南内の想定区域を想定区域から除外すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の太陽電池発電所の配慮書段階において、述べている事項。</li> <li>・本事業は、2つの想定区域が約11km離れており、村田町内の設備のみで発電所として成立する事業であることから、仙台南内の想定区域の除外を求めるもの。</li> </ul> <p>【参考：(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業】</p>	
<p>(5) 想定区域周辺の住民、立地する村田町及び仙台南内の関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</li> </ul>	
<p><b>【2 個別的事項】</b></p> <p>(1) <b>騒音</b></p> <p>イ 想定区域から200mの範囲に48戸の住居が存在し、最寄りの住居までの距離が約5mと極めて近いことから、施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、これら住居等への影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。</p> <p>ロ <u>建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行によって発生する騒音に対する環境保全措置について、実行可能な内容を以降の図書に記載すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定区域近傍に住居が存在するため、施設供用後のパワーコンディショナからの騒音の影響を回避又は低減できるよう想定区域の絞り込みを求めるもの。</li> </ul> <p>騒音① 「低騒音・低振動型の機械の使用」について、実現性を精査した上、実行可能な環境保全措置を記載すること。 「関連ページ：(配慮書)P.2-23、(事業者説明資料)P.11」</p>	<p>【永幡委員】 (騒音・振動)</p>

<p><b>(2) 地形及び地質</b></p> <p>イ <u>想定区域及びその周辺には、「砂防指定地」の溪流の流域及び「土砂災害警戒区域（土石流）（松ヶ日向沢，源蔵沢，および竜前沢）」が存在する。本事業による影響を調査，予測及び評価し，十分に安全側での設計を行うこと。造成工事等の土地改変行為による土石流の発生を誘発等の重大な影響を回避又は低減できない場合は，想定区域から除外すること。</u></p> <p>ロ <u>プレート境界型や内陸型地震に伴う強震動による各種防災施設の損傷の程度を調査，予測及び評価し，以降の図書に記載すること。評価の結果，影響が懸念される場合にあっては，より安全側での保全措置を検討すること。</u></p>	<p>地形・地質② 「砂防指定地」の溪流の流域及び「土砂災害警戒区域（土石流）（松ヶ日向沢，源蔵沢，および竜前沢）」について，土石流の生じる溪流の流域を確認した上で，本事業による造成工事等の土地改変行為が土石流の発生を誘発しないよう十分な対策を講じること。 「関連ページ：（配慮書）P.3-220～225，P.4-8～16」</p> <p>地形・地質③ <u>造成後に大雨による土砂流出が生じないように，十分に安全側での設計を行うこと。さらに，プレート境界型や内陸型地震に伴う強震動による各種防災施設の損傷の程度やそれへの対応についても，事前に十分に予測，検討し，近隣住民に情報を公開し，適切にリスクコミュニケーションを図ること。</u></p>	<p>【伊藤委員】 （地形・地質，地盤沈下）</p> <p>【伊藤委員】 （地形・地質，地盤沈下）</p>
<p><b>(3) 反射光</b></p> <p>イ <u>調査に当たっては，反射光の影響を受けやすい集落や周辺道路を調査地点として設定すること。特に，想定区域に隣接して複数の住居が存在することを考慮し，十分な調査方法を設定すること。</u></p> <p>ロ <u>反射光による影響について，最新の知見を元に調査方法及び検証方法を設定し，適切に調査，予測及び評価すること。</u></p>	<p>・想定区域に住居が存在することから，丁寧な調査を求めるもの。</p> <p>反射光② 反射光の影響を受けやすい集落や周辺道路を調査地点として設定すること。</p> <p>反射光① 反射光の評価に当たって，鉄塔の見え方ではなく，最新の知見を元に調査方法及び検証方法を設定し，方法書段階で提示すること。 「関連ページ：（配慮書）P.4-17，（事業者説明資料）P.12」</p>	<p>【山本委員】 （日照阻害）</p> <p>【山本委員】 （日照阻害）</p>

<p>(4) 動物</p> <p>イ <u>事業区域近傍の川沿いの薄暗いスギ林には希少な鳥類であるミゾゴイが生息する可能性があるため、「ミゾゴイの保護の進め方(環境省,平成28年)」に基づき調査手法を設定すること。</u></p> <p>ロ <u>排水路側溝への小動物転落の可能性を踏まえ、転落した動物が這い出し可能な構造を検討した上で、適切な調査方法を設定すること。</u></p> <p>ハ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅及びフェンスの設置等の土地の改変による影響に配慮すること。</p>	<p>① 川沿いの薄暗いスギ林には希少な鳥類であるミゾゴイが生息する可能性があるため、「ミゾゴイの保護の進め方」に基づき調査手法を設定すること。 「関連ページ：(配慮書) P.3-28, 3-46」</p> <p>② 小動物転落の可能性を踏まえ、排水路の側溝の構造や調査方法を方法書に示すこと。</p> <p>・他事業の答申を参考とし、想定区域及びその周辺における生息種を念頭に、今後の調査手法及び事業実施について留意する事項を述べるもの。 【参考：(仮称)CS 宮城加美町太陽光発電事業】</p>	<p>【由井委員】 (動物(猛禽類), 生態系(動物生態))</p> <p>【由井委員】 (動物(猛禽類), 生態系(動物生態))</p>
<p>(5) 植物</p> <p>イ 想定区域は、小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形であり、湿ったところに生育する植物の希少種が存在する可能性が高いことから、<u>事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。希少種の生育が確認された場合、谷部分の保全を前提とし、想定区域および発電設備設置範囲の絞り込みを行い、希少種への影響を回避すること。</u></p> <p>ロ 太陽光発電施設設置による被覆度やパネルの下の明るさを予測し、下層植生による土砂崩壊や洪水防止機能が担保できる設計とすること。</p>	<p>植物① 想定区域は、小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形であり、湿ったところに生育する植物の希少種が存在する可能性が高いことから、谷部分の保全が重要になる。谷を埋めることを極力避けることを念頭に、想定区域および発電設備設置範囲の絞り込みを行うこと。 「関連ページ：(配慮書) P.4-64」</p> <p>植物② 太陽光発電施設設置による被覆度やパネルの下の明るさを予測し、下層植生による土砂崩壊や洪水防止機能が担保できる設計とすること。</p>	<p>【野口委員】 (植物(植生), 生態系(植物生態))</p> <p>【由井委員】 (動物(猛禽類), 生態系(動物生態))</p>
<p>(6) 生態系</p> <p>想定区域は典型的な里地里山の地域であり、生物多様性保全上非常に重要な生息環境である可能性が高い。今後の調査において希少動植物が確認された場合の<u>対応について</u>、影響を回避又は十分に低減できるようあらかじめ検討すること。</p>	<p>生態系① 想定区域は典型的な里地里山の地域であり、生物多様性保全上非常に重要な生息環境である可能性が高い。今後の調査で希少動植物が確認された場合、影響を回避又は十分に低減できるよう、対応についてあらかじめ検討すること。</p>	<p>【野口委員】 (植物(植生), 生態系(植物生態))</p>

<p>(7) 温室効果ガス</p> <p>イ 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。</p> <p>ロ 仙台市内と村田町内の想定区域を接続する自営線の敷設工事による温室効果ガスの排出量の影響について、<u>前述した他の工程とは分けて単独で調査、予測及び評価すること。</u>  なお、評価にあたっては、工事用車両による温室効果ガスの排出量だけではなく、片側通行によって自営線を敷設する道路を通行する車両から排出される温室効果ガスの増大分も含めた評価とすること。</p>	<p>・他の太陽電池発電所の配慮書段階において、述べている事項。</p> <p>温室効果ガス①  太陽電池発電所稼働期間に対する森林伐採に係る温室効果ガスの削減量の評価を項目として設定すること。加えて、撤去計画まで含めた温室効果ガスの削減量を算定すること。  「関連ページ：（配慮書）P. 2-23」  【参考：（仮称）CS 宮城加美町太陽光発電事業】</p> <p>温室効果ガス②  仙台市内と村田町内の想定区域を接続する自営線の敷設工事による温室効果ガスの排出量の影響について他の工程とは分けて単独で調査、予測及び評価すること。  なお、評価にあたっては、工事用車両による温室効果ガスの排出量だけではなく、片側通行によって自営線を埋設する道路を通行する車両から排出される温室効果ガスの増大分も含めた評価とすること。</p>	<p>【丸尾委員】  （大気質、温室効果ガス）</p> <p>【村田委員】  （大気質、温室効果ガス）</p>
<p>(8) 放射線の量</p> <p><u>事業実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、土地の改変箇所の状況に応じて、放射性物質の飛散・流出等による影響について、土壌及びリター層の放射性物質濃度の調査する等適切に調査、予測及び評価すること。</u></p>	<p>放射線の量①  土壌及びリター層の放射性物質濃度の調査について、方法書以降の図書に追加すること。  「関連ページ：（配慮書）P. 3-134」</p>	<p>【石井委員】  （放射性物質）</p>